

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## —今号の目次—

- ・ 保育所保育指針の改正告示（案）、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂案に関するパブリックコメントの募集が開始される …… 1
- ・ 社会福祉充実残額の算定に関する Q&A (vol.1) が示される …… 2
- ・ 「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」の一部改正等についてパブリックコメントの募集が開始される …… 3
- ・ ◆2017 年度・第 42 期福祉施設長専門講座 募集期間の延長◆ …… 4

## 保育所保育指針の改正告示（案）、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂案に関するパブリックコメントの募集が開始される

厚生労働省は、平成 29 年 2 月 14 日、保育所保育指針の改正告示（案）に関するパブリックコメントの募集を開始しました（締切：平成 29 年 3 月 15 日）。

保育所保育指針の改定検討は、社会保障審議会児童部会保育専門委員会（座長：汐見稔幸 白梅学園大学学長）（以下、「保育専門委員会」）にて行われ、全国保育士会村松幹子副会長が園長（たかくさ保育園）の立場で参画し、全国保育協議会の各ブロック選出常任協議員及び全国保育士会の各ブロックから選出された常任委員およびを通じて会員から集約した意見を述べてきました。

保育専門委員会は、今回の保育所保育指針の改定において反映させるべき内容を整理し、平成 28 年 12 月 21 日に、「保育所保育指針の改定に関する議論のとりまとめ」（以下、「本とりまとめ」）をとりまとめました（本ニュースNo.47にて既報）。

今般、本とりまとめを踏まえた保育所保育指針の改正告示（案）が作成され、それに対するパブリックコメントの募集が実施されたものです。

また、平成 29 年 2 月 15 日、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂案に関するパブリックコメントの募集が開始されました（締切：平成 29 年 3 月 16 日）。

パブリックコメント関連の資料については、以下 URL 掲載先の資料をご参照ください。

【保育所保育指針改定案に対するパブリックコメント募集ページ URL】

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495160408&Mode=0>

【幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂案に対するパブリックコメント募集ページ URL】

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=095170130&Mode=0>

# 社会福祉充実残額の算定に関する Q&A (vol.1) が示される

平成 29 年 2 月 13 日、厚生労働省は、事務連絡「社会福祉充実残額の算定に関する Q&A (vol.1)」を发出しました（全文は本ページ最下部 URL に掲載）。

社会福祉充実残額の算定方法及び社会福祉充実計画の策定手続等については、「社会福祉法第 55 条の 2 の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について（平成 29 年 1 月 24 日）」（本ニュースNo.56 で既報）等により示されてきたところ、所轄庁や社会福祉法人等の関係者から質問の多い事項について、全 51 問にわたって取りまとめられています。

## 社会福祉充実計画の承認等に関する Q&A (vol.1) 【抜粋】

問1 社会福祉充実残額は毎会計年度算定しなければならないのか。

(答)1. 社会福祉充実残額については、法第55条の2第1項の規定に基づき、社会福祉充実計画の実施期間中を含め、毎会計年度、算定しなければならないものである。

問2 社会福祉充実残額はどのような用途に活用できるのか。

(答)1. 社会福祉充実残額の用途については、法人において、

- ① 社会福祉事業及び法第2条第4項第4号に規定する事業に該当する公益事業
- ② 地域公益事業
- ③ 公益事業のうち①及び②に該当する事業以外のもの

の順にその実施を検討し、社会福祉充実計画にその事業内容を記載することになる。

2. その具体的な用途については、上記①から③までの事業の範囲で、職員処遇の改善や既存建物の建替、新規施設の建設のほか、新たな人材雇用、新たな取組に要する事業費など、法人が地域の福祉ニーズ等を踏まえた上で、一定の支出を伴う事業に充てる必要があり、最終的にはその経営判断の下、決定することとなる。

問3 措置費施設において社会福祉充実残額が生じた場合、措置費を社会福祉充実事業に充てることはできるのか。

(答)1. 措置費や保育所委託費については、措置費等弾力運用通知において、措置費又は委託費収入の30%の範囲内で、当期末支払資金残高を翌年度に繰り越した上で、同一法人が運営する社会福祉事業等の費用に充てることが可能とされている。

2. よって、前期末支払資金残高については、当該通知に定める用途の範囲内で、その全部又は一部を社会福祉充実残額に充当し、これを社会福祉充実事業として、既存の社会福祉事業や公益事業の充実又は新たな事業の実施に係る費用に充てることが可能である。

問31 社会福祉充実残額を算定した結果、その額が10万円などの少額である場合であっても、社会福祉充実計画を作成する必要があるのか。

(答)1. 社会福祉充実残額の算定の結果、社会福祉充実残額が極めて少額であり、社会福祉充実計画を策定するコストと比較して、これを下回るような場合には、事実上、社会福祉充実事業の実施が不可能なものとして、社会福祉充実計画を作成することは要しない。

2. ただし、法人の判断により、これと他の財源を組み合わせ、一定の財源を確保することにより、社会福祉充実計画を策定し、これに基づき社会福祉充実事業を実施することを妨げるものではない。

【平成 29 年 2 月 13 日 事務連絡「社会福祉充実計画の承認等に関する Q & A (vol.1) 」について】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000142657.html>

# 「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」の一部改正等についてパブリックコメントの募集が開始される

厚生労働省は、平成 29 年 2 月 14 日、「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」及び「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」に関するパブリックコメントの募集を開始しました（締切：平成 29 年 3 月 15 日）。

『社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について』の一部改正（案）及び「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて（案）」の（概要）【抜粋】

## 1. 趣旨

平成28年3月に成立した「社会福祉法等の一部を改正する法律」（以下「改正法」）において、社会福祉法人に対し、地域の福祉ニーズを踏まえ、「地域における公益的な取組」を実施する責務が課せられるとともに、社会福祉充実残額が生じる場合には、既存事業の充実や新規事業の実施を内容とする社会福祉充実計画を策定しなければならないこととされている。

これを踏まえ、措置費について、多様な事業に活用できるよう、より弾力的な運用を可能とするため、「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（平成16年3月12日、以下「局長通知」）及び「社会福祉法人が経営する社会福祉施設の運営費の運用及び指導について」（平成16年3月12日、以下「課長通知」）を改正するもの。

併せて、社会福祉法人における契約等の取扱いについては、「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」（平成12年2月17日）により行われているところであるが、改正法により、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化等が図られることで、適正かつ公正な支出管理が自律的に確保できる法人体制となることを踏まえ、事前及び事後の確認により適正な契約を担保することとし、社会福祉法人における入札契約等の取扱いの見直しを行うもの。

## 2. 主な内容

（1）「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について（局長通知）」について、前期末支払資金残高の取扱いを次のとおりとするもの。

- ・前期末支払資金残高を充当できる公益事業の範囲について、同一法人が運営する公益事業全般へと対象を拡大すること。
- ・前期末支払資金残高のうち、同一法人が運営する公益事業に充当できる額の上限を撤廃すること。

（2）「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について（課長通知）」について、法人本部の運営に要する経費の取扱いを次のとおりとするもの。

- ・事務費支出について、会計監査人の設置に要する費用が含まれることを明示すること。
- ・理事長又は理事と施設長等を兼務している場合に、当該理事長又は理事としての役員報酬は対象経費として認められない旨の規定を削除すること。

（3）「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて（案）」において、次の見直しを行うもの。

- ・随意契約によることができる場合の一般的な基準の見直し
- ・会計監査に係る契約の特例の創設
- ・計算書類等の扱いの見直し

※局長通知、課長通知、入札契約等の取扱いの内容は本ページ下部のURLに掲載

【『社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について』の一部改正】及び「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」に関するパブリックコメント募集ページ URL】

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495160409&Mode=0>

## ◆2017年度・第42期福祉施設長専門講座 募集期間の延長◆

全国社会福祉協議会・中央福祉学院では、標記専門講座の平成29年度受講者を募集しています。

本講座は、社会福祉施設長を対象に、施設長に求められる専門知識や管理能力などを学習し、よりいっそう実践能力を高めることを目的としています。①経営管理、②サービス管理、③地域における公益的取組の3分野を中心に、スクーリングやレポート提出を通して学ぶ本講座の受講をぜひご検討ください。

詳細は、中央福祉学院ホームページ (<http://www.gakuin.gr.jp/>) をご覧ください。

- 【受講資格】 社会福祉施設長（管理者）または理事長・理事等であって、社会福祉事業経験が1年以上あり、さらに次のいずれかに該当する方
- ① 中央福祉学院が実施する「社会福祉施設長資格認定講習課程」を修了した方
  - ② 社会福祉主事（3科目主事を除く）、保育士、社会福祉士、介護福祉士、医師、理学療法士、作業療法士、看護師、精神保健福祉士、介護支援専門員資格のいずれかを有する方
  - ③ 上記①②以外の方であって、2年以上施設長の職にある方
- ※ 施設長相当の業務を担当していれば、社会福祉施設長（管理者）または理事長・理事以外の役職であっても受講可能。

【受講期間】 平成29年4月1日～平成30年3月31日

※ 下記日程でスクーリングを開催（第1回・第2回ともに出席）

第1回：平成29年6月17日（土）～6月20日（火）

第2回：平成30年2月17日（土）～2月20日（火）

【定 員】 200名

【費 用】 205,700円（消費税等込）

【申込方法】 申込書を郵送

【申込期限】 平成29年3月15日（水）まで延長 《当日消印有効》

【お問い合わせ先】 中央福祉学院 TEL：046-858-1355